

TPP 交渉等国際貿易交渉に係る意見書

TPP 交渉については、本年 2 月に閣僚会合が開催されましたが、多くの分野で各国の主張に隔たりが大きく「大筋合意」に至りませんでした。

しかしながら、米国から衆参両院の農林水産委員会における決議を逸脱した譲歩を強く求められ、予断を許さない状況が続いています。

TPP は農業だけの問題ではなく、国民一人ひとりの暮らしや地域社会の将来に極めて大きな禍根を残す問題であり、国民的議論のないまま交渉を進めることは、決して国益にかなうものではありません。

このため、多くの国民や道民、地方議会と自治体首長は、TPP 協定交渉への参加に反対・慎重な対応を強く求めてまいりました。

つきましては、TPP 交渉に係る衆参農林水産委員会決議の遵守等を政府に求めます。

記


- 1 TPP 交渉に係る衆参両院農林水産委員会決議の遵守
政府は平成 25 年 4 月の衆参両院農林水産委員会における決議「環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定交渉参加に関する件について」を遵守するとともに、決議が遵守できない場合は、TPP から脱退すること。
- 2 すべての国際貿易交渉における重要品目等の関税維持
EPA・FTA 等のすべての国際貿易交渉において、重要品目等の関税等、必要な国境措置を維持するとともに、特に日豪 EPA 交渉については、平成 18 年 12 月の衆参両院農林水産委員会における決議「日豪 EPA の交渉開始に関する件」を遵守すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 26 年 6 月 20 日

北海道名寄市議会

内閣総理大臣
内閣官房長官
内閣府 TPP 担当大臣
農林水産大臣
外務大臣
経済産業大臣



宛